

平成26年6月議会 第4委員会報告資料

○専決処分(家賃滞納者)

報告第22号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について …… 1頁

報告第23号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について …… 1頁

報告第25号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について(起訴前の和解) …… 2頁

○専決処分(不法占有者)

報告第24号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について …… 4頁

(参考) 市営住宅の管理に関する専決処分等の状況 …… 5頁

○報告第27号 街路樹の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について…… 6頁

平成26年6月26日

住宅都市局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第22号及び第23号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者（表1）又は家賃滞納者及び連帯保証人（表2）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第22号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (※)個人が特定される情報については掲載していません。 </div>		180,578	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	6
2			86,867	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	7
3			114,203	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	7
4			69,606	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	7
5			22,983	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	7
6			147,896	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	7

表2（報告第23号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (※)個人が特定される情報については掲載していません。 </div>		79,500	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	6
2			59,426	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	6
3			108,806	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	6
4			78,800	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	7

5			91,733	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	6
6			62,940	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	6
7			78,800	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	7

○和解に関する専決処分について

報告第25号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、訴えの提起に至る前に滞納家賃等の3分の1以上を納付した者（表3）と和解をすることについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表3（報告第25号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (※)個人が特定される情報については 掲載していません。 </div>		112,764	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	6
2			146,260	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	7
3			100,571	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	7
4			106,992	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	7
5			126,225	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	7
6			90,289	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	6
7			100,510	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	6
8			104,553	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	6

9			107,892	平成26年 2月20日	平成26年 3月20日	6
10			165,886	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	6
11			136,240	平成26年 4月18日	平成26年 5月30日	6

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第24号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者（表4）に対し、住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表4（報告第24号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有 認定日	概要	専決処分 年月日
1	(※)個人が特定される情報については 掲載しておりません。		平成23年 9月11日	相手方のうち○○及び○○は、本件住宅の入居者の同居人として本件住宅に入居したものであるが、当該入居者の死亡後に入居の承継の承認を受けず、不法に占有したものの。また、相手方のうち○○は、入居の決定を受けることなく本件住宅に入居し、不法に占有したものの。	平成26年 3月20日

○以上報告第22号ないし第25号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年6月20日

福岡市長 高 島 宗一郎

市営住宅の管理に関する専決処分等の状況

1 専決処分の状況

(単位:件)

議会報告		訴えの提起		起訴前の和解	訴訟上の和解	判決後の和解	合 計
		入居者	不法占有等				
平成25年度	25年 6月	14	3	22	1	0	40
	25年 9月	4	1	10	0	1	16
	25年 12月	10	1	20	0	0	31
	26年 2月	3	2	9	1	0	15
	合 計	31	7	61	2	1	102
平成26年度	26年 6月	13	1	11	0	0	25

2 平成25年度に訴えの提起の議会報告を行った者のその後の状況

(単位:件)

議会報告		訴えの提起		提訴しなかった者		提訴した者			
		入居者	不法占有等	起訴前の和解	退去等	判 決	訴訟上の和解	取 下 (退去等)	係属中
25年 6月		14	3	0	1	15(3)	1	0	0
25年 9月		4	1	0	1	3(1)	0	1	0
25年 12月		10	1	1	2	6	1	0	1(1)
26年 2月		3	2	1	0	1	0	0	3(2)
合 計		31	7	2	4	25(4)	2	1	4(3)
				6		32(7)			

※()は不法占有等の件数で、内数。

報告第 27 号

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により，街路樹の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて，平成 26 年 5 月 13 日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市南区柳瀬一丁目 33 番 10 号 株式会社 ダイキョープラザ	124,110 円

2 事件の概要

平成 26 年 1 月 20 日午後 2 時 50 分頃，市内南区柳瀬二丁目 16 番 20 号付近の道路の歩道上の街路樹の幹が損傷していたため，当該樹木が折れ，当該折れた部分が倒れて当該道路の車道を走行中の相手方株式会社ダイキョープラザが賃借する軽自動車に接触し，当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 20 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償額の決定 に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、街路樹の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成26年5月13日次のように専決処分した。

(1) 損害賠償の相手方及び損害賠償額

- 住所 福岡市南区柳瀬一丁目33番10号
- 氏名 株式会社ダイキョープラザ
- 損害賠償額 124,110円

(2) 事件の概要

- 事件発生日時 平成26年1月20日 午後2時50分頃
- 事件発生場所 福岡市南区柳瀬二丁目16番20号付近の道路
- 事件の状況 道路の歩道上の街路樹の幹が何らかの外力により損傷を受け、当該幹が折れて落下し、当該道路の車道を走行中の相手方株式会社ダイキョープラザ使用の小型乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたもの。
- 損害の程度 相手方使用の小型乗用自動車のバックドアパネル、ルーフパネル等の破損

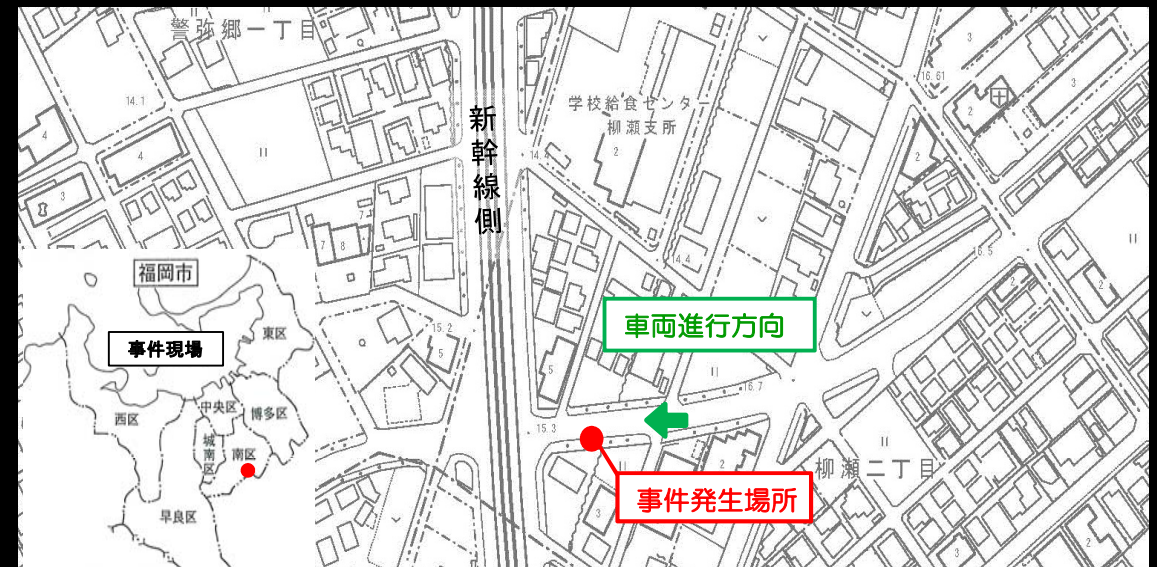
(3) 損害賠償金の支払

本市が被保険者であり、公益社団法人全国市有物件災害共済会が締結する道路賠償責任保険の適用により、保険金にて支払う。

(4) 今後の対応について

今後は、巡回管理の徹底を図るとともに、外傷のある樹木については、速やかに撤去するなど、安全確保に努める。

位置図



街路樹の幹折れ状況



車両の破損状況

